

ひとり親家庭等医療費助成事業

助成対象期間

毎年10月1日（該当となった日）から翌年9月30日まで。
 ※年1回、受給資格の更新があります。8月に対象者へ更新手続きの案内を送付します。

	対象者	助成内容		備考
ひとり親	母子、父子、 養育者とその児童、 両親のどちらかに 一定の障害のある 児童（該当してから 児童が18歳になっ た月以降の最初の 3月31日まで） ※ <u>所得制限があり ます。なお、児童 扶養手当の支給 対象の方は、ひと り親家庭等の医 療費助成の対象 となります。</u>	●現物給付	県内全ての 医療機関と調剤薬局	申請について 対象者の健康保険証、マイナンバーカード（もしくは個人番号通知カードと顔写真付本人確認書類）、ひとり親家庭等を証明する書類をお持ちの上、役場住民課窓口までお越しください。
		■償還払い	県外全ての 医療機関と調剤薬局	助成について ● 現物支給 受給資格証と健康保険証を医療機関（薬局を含む）に提出することで、保健医療の自己負担分が窓口で無料になります。 ■ 償還払い 領収書を役場住民課窓口に出し、後日指定口座に振込みます。 →償還払いの申請には、医療機関等発行の領収書（原本）と印鑑が必要です。 また、初回の申請には、領収書、印鑑のほか、健康保険証と預金通帳をお持ちください。

<助成対象となるもの>

医療機関（薬局を含む）で支払った医療費のうち、保健診療の自己負担分です。

自由医療費、入院時の食事療養費、私費分（薬の容器代、診断書料、予防接種等）については助成の対象になりません。また、ご加入の健康保険（国民健康保険組合など）から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を控除した残額が助成の対象となりますので、先に健康保険での手続きをお願いします。

※学校や保育園等でケガなどをしたとき、日本スポーツ振興センターから「災害共済給付金」が支給される場合があります。その給付の対象となる医療費は、医療費助成の対象外となりますので受診時に医療機関窓口で申し出てください。「災害共済給付金」の請求方法については、学校や保育園等にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

立山町役場 住民課医療保険係（⑧番窓口）

☎076（462）9940